

東近江市の財務書類（令和2年度決算）の概要

●新地方公会計制度

■新地方公会計制度とは

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。一方で、将来にわたる資産・負債（借金）といったストックの財政状況や行政サービスに要する減価償却費なども含めたトータルコストを把握する複式簿記・発生主義の企業会計的な手法を活用することが求められています。このような中で、本市では、「総務省方式改訂モデル」により財務書類を作成・公表してきました。

平成27年1月に、団体間の比較が難しいことや、固定資産台帳の整備が不十分等の課題に対応するため、総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」が示され、これを受けて平成29年度（平成28年度決算）から「統一的な基準」による財務書類を作成・公表することとしました。

○総務省方式改訂モデル

固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するものです。



○統一的な基準（平成29年度（平成28年度決算）から）

発生主義・複式簿記による記帳と固定資産台帳に基づき作成するもので、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準です。

■新地方公会計制度の意義

①現金主義による会計処理の補完

現金主義では見えにくいコスト（減価償却費、各種引当金）の明示

②公社・第3セクター等を含む全体的な財政状況の把握

地域住民に公的サービスを提供する組織・事業の全体的な財政状況の把握

③資産・債務改革への対応

「固定資産台帳」に基づき、保有する資産のあり方について、将来計画（売却、転用、維持管理）を立てることができる。

■ 対象とする範囲

連結の範囲は、普通会計・公営事業会計・一部事務組合・地方三公社・第三セクター等を含む市に関連のあるすべての団体が対象です。本市の連結対象会計、団体等は下表のとおりです。第三セクター等については、判断基準(※)に基づき条件を満たした場合に連結対象としています。

〈会計等の種類〉	〈連結の対象範囲〉	
普通会計	全体財務書類	
一般会計		
公営事業会計	全体財務書類	
国民健康保険(事業勘定)特別会計		
国民健康保険(施設勘定)特別会計		
後期高齢者医療特別会計		
介護保険特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
公設地方卸売市場特別会計		
下水道事業会計		
水道事業会計		
病院事業会計		
一部事務組合等		連 結 財務書類
東近江行政組合		
中部清掃組合		
八日市布引ライフ組合		
愛知郡広域行政組合		
滋賀県市町村職員研修センター		
滋賀県後期高齢者医療広域連合		
地方独立行政法人	連 結 財務書類	
該当なし		
地方三公社	連 結 財務書類	
東近江市土地開発公社		
第三セクター等	連 結 財務書類	
東近江市地域振興事業団		
東近江ケーブルネットワーク		
愛の田園振興公社		
東近江あぐりステーション		

※ 第三セクター等の連結判断基準（総務省基準）

- (1) 出資比率が50%以上の場合は、連結対象とする。
- (2) 出資比率が25%未満の場合は、連結対象としない。
- (3) 出資比率が25%以上50%未満の場合は、実質的に主導的な立場を確保している場合は、連結対象とする。

■ 作成基準日

作成基準日は、会計年度の最終日である令和3年3月31日としています。

ただし、令和3年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支は、基準日までに終了したものととしています。

1 一般会計等財務書類の概要

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(1) 貸借対照表(BS)

(令和3年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産	184,066	負債	61,484
固定資産	175,333	固定負債	54,733
有形固定資産	154,413	地方債	48,360
事業用資産	104,533	退職手当引当金	6,018
インフラ資産	44,601	その他	200
物品	7,269	流動負債	6,751
物品減価償却費累計額	△1,991	1年以内償還予定地方債	5,924
無形固定資産	0	賞与等引当金	611
投資その他の資産	20,920	預り金	119
流動資産	8,734	その他	98
現金預金	2,139	純資産	122,583
未収金	215	固定資産等形成分	181,733
短期貸付金	14	余剰分(不足分)	△59,150
基金	6,386		
徴収不能引当金	△21		

貸借対照表は、会計年度末時点で、本市がどのような資産を保有しているのかと、その資産がどのように財源でまかなわれているのかを対照表で示したものです。

貸借対照表により、基準日時点における本市の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。

【資産】

市が行政サービスを提供するために保有している財産です。

●固定資産

行政サービスを提供するために保有している資産です。有形固定資産は、事業用資産とインフラ資産、物品に区分して計上します。

●流動資産

現金と、すぐに現金に換えることができる資産が計上されています。

【負債】

地方債や将来の職員の退職金など、将来世代の負担で返済する債務です。

●固定負債

主に地方債と退職手当引当金から構成されます。なお、平成30年度に返済予定の地方債については、流動負債として計上しています。

●流動負債

主に翌年度に償還予定の地方債と賞与等引当金、未払金や預り金から構成されています。

【純資産】

資産と負債の差額であり、過去に形成された固定資産等であり、過去または現世代の負担と見ることができます。

固定資産等形成分とは、固定資産の額に流動資産における基金、短期貸付金を加えたものです。

(2) 行政コスト計算書(PL)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日) (単位: 百万円)

経常費用	55,247
業務費用	23,060
人件費	9,190
物件費等	13,498
その他の業務費用	372
移転費用	32,187
補助金等	20,405
社会保障給付	8,550
他会計への繰出金	3,171
その他	1,662
経常収益	1,662
使用料及び手数料	446
その他	1,216
純経常行政コスト	△53,585
臨時損失	349
臨時利益	14
純行政コスト	△53,920

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない行政サービスに要した費用(経常的な費用)と、その行政サービスの直接的な対価として得られた使用料・手数料などの収益(経常的な収益)を対比させたものです。

経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税金等でまかなうべき行政コスト(純経常行政コスト)が明らかにされます。

●人件費

市職員の給与や議員に支払う報酬、臨時職員の賃金などのほか、退職手当引当金繰入額や賞与等引当金繰入額が含まれます。

●物件費等

主に「物件費」、「減価償却費」からなっています。「物件費」には、消耗品費、委託費などが含まれます。「減価償却費」は、市が持つ建物などの固定資産を利用したことによって減少した資産の目減り分です(1年分)。

●その他の業務費用

主に「支払利息」や「徴収不能引当金繰入額」からなっています。「支払利息」は、主に市の地方債に対する利払金を計上しています。

●移転費用

主に「補助金等」、「社会保障給付」から成っています。「社会保障給付」には、生活保護や児童・高齢者・障害者福祉等に関する費用を計上しています。

●経常収益

「使用料及び手数料」と「その他」から成っています。「使用料及び手数料」は、通常の行政サービスを行うことで市が受益者から受け取る使用料・手数料です。「その他」は、市が保有する有価証券や貸付金から発生する受取配当金や受取利息などがあります。

●純経常行政コスト

経常費用から経常収益を差し引いた額です。民間企業と異なり、サービスを提供しても直接対価を受け取ることが少ないため、費用が収益を大きく上回るのが一般的な状態です。

(3) 純資産変動計算書(NW)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等計成分	
		固定資産等計成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	120,582	181,185	△60,603
純行政コスト(△)	△53,920		△53,920
財源	55,822		55,822
税収等	32,266		32,266
国県等補助金	23,557		23,557
本年度差額	1,902		1,902
固定資産等の変動(内部変動)		423	△423
資産評価差額	△8	△8	
無償所管換等	107	107	
その他	0	25	△25
本年度純資産変動額	2,001	547	1,453
本年度末純資産残高	122,583	181,733	△59,150

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを示したものです。

●純行政コスト

行政コスト計算書で計算された純行政コストがそのまま入ります。1年間の行政活動の結果発生した費用は、純資産を減らす大きな要因となっています。

●財源

純資産を増加させる要因として財源があります。財源の具体的な中身は、地方税、地方交付税、補助金等からなります。地方債を発行して得る資金については、将来の税収で返済しなければならないため、純資産を増加させる要因である財源とはみなしません。

地方税は、市税、地方譲与税、各種交付金などのほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の社会保険料などからなります。

国県等補助金は、地方交付税と補助金から構成されます。地方交付税は、標準的な仕事を行うために必要な金額と地方税等の標準的な収入の差額として国から交付されるものです。

●固定資産等の変動

道路や橋などのインフラ資産や施設建物などの事業用資産といった固定資産への投資による増加や減価償却、除売却等による減少、基金への拠出や取崩など住民サービス資産の形成に寄与しているかを表すものです。

(4) 資金収支計算書(CF)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日) (単位:百万円)

業務活動収支	4,807
業務支出	51,129
業務費用支出	18,942
移転費用支出	32,187
業務収入	55,936
税込等収入	32,203
国県等補助金収入	22,070
使用料及び手数料収入	446
その他の収入	1,216
投資活動収支	△3,024
投資活動支出	5,399
投資活動収入	2,375
財務活動収支	△1,483
財務活動支出	6,121
財務活動収入	4,637
本年度資金収支額	299
前年度末資金残高	1,721
本年度末資金残高	2,020
本年度末歳計外現金残高	119
本年度末現金預金残高	2,139

資金収支計算書は、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる3つの活動(「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」)に分けて示したものです。

現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュフロー計算書とも呼ばれています。

●業務活動収支

人件費、物件費、経費、他会計への繰出し、補助金、社会保障費などの支出と、税込、利用料・手数料、他会計からの繰入れ、補助金などの収入が計上されます。

上記収入のうち大きな割合を占めている税込や移転収入は、直接純資産を増やす要因として純資産変動計算書で計上しました。また、利用料・手数料については、行政コスト計算書上で収益として計上しています。

資金収支計算書では、これら2つを業務活動収支としてまとめて計上するため、通常は赤字になります。

●投資活動収支

投資活動支出は、貸借対照表の資産を形成するために使われた資金です。

建物や道路などの固定資産の取得や、基金などの投資その他の資産の積み立てなどです。

投資活動収入は、固定資産の売却収入や基金・積立金などの取り崩しが該当します。固定資産の取得に大きな資金が必要となるため、通常は投資活動収支は赤字(不足)になります。

●財務活動

財務活動収支は、地方債の元本の償還などが主なものです。収入としては、新たに起こした地方債によって流入する資金があります。地方債の新規発行額と償還の多寡によって収支が決まりますので、借金の返済を進めれば進めるほど収支は赤字(不足)となります。

●本年度末現金預金残高

上記の収支に前年度末資金残高及び歳計外現金とその増減を合算したものです。

2 財務諸類4表の関係

【資金収支計算書】

(単位:百万円)

業務活動収支	4,807
業務支出	51,129
業務費用支出	18,942
移転費用支出	32,187
業務収入	55,936
税込等収入	32,203
国県等補助金収入	22,070
使用料及び手数料収入	446
その他の収入	1,216
投資活動収支	△ 3,024
投資活動支出	5,399
投資活動収入	2,375
財務活動収支	△ 1,483
財務活動支出	6,121
財務活動収入	4,637
本年度資金収支額	299
前年度末資金残高	1,721
本年度末資金残高	2,020
本年度末歳計外現金残高	119
本年度末現金預金残高	2,139

【貸借対照表】

(単位:百万円)

資産		負債	
資産	184,066	負債	61,484
固定資産	175,333	固定負債	54,733
有形固定資産	154,413	地方債	48,360
事業用資産	104,533	退職手当引当金	6,018
インフラ資産	44,601	その他	200
物品	7,269	流動負債	6,751
物品減価償却費累計額	△ 1,991	1年以内償還予定地方債	5,924
無形固定資産	0	賞与等引当金	611
投資その他の資産	20,920	預り金	119
流動資産	8,734	その他	98
現金預金	2,139	純資産	122,583
未収金	215	固定資産等形成分	181,733
短期貸付金	14	余剰分(不足分)	△ 59,150
基金	6,386		
徴収不能引当金	-21		

【純資産変動計算書】

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	120,582	181,185	△ 60,603
純行政コスト(△)	△ 53,920		△ 53,920
財源	55,822		55,822
税込等	32,266		32,266
国県等補助金	23,557		23,557
本年度差額	1,902		1,902
固定資産等の変動(内部変動)		423	△ 423
資産評価差額	△ 8	△ 8	
無償所管換等	107	107	
その他	0	25	△ 25
本年度純資産変動額	2,001	547	1,453
本年度末純資産残高	122,583	181,733	△ 59,150

【行政コスト計算書】

(単位:百万円)

経常費用	55,247
業務費用	23,060
人件費	9,190
物件費等	13,498
その他の業務費用	372
移転費用	32,187
補助金等	20,405
社会保障給付	8,550
他会計への繰出金	3,171
その他	1,662
経常収益	1,662
使用料及び手数料	446
その他	1,216
純経常行政コスト	△ 53,585
臨時損失	349
臨時利益	14
純行政コスト	△ 53,920

3 全体財務書類・連結財務書類の概要(令和2年度決算)

「全体財務書類」、第三セクター等も含めた「連結財務書類」の概要です。

【貸借対照表】

(単位:百万円)

借方	貸方				
	全体	連結			
固定資産	248,875	259,419	固定負債	110,606	112,731
有形固定資産	223,090	232,566	流動負債	11,107	12,713
無形固定資産	4,756	4,808	負債合計	121,713	125,444
投資その他の資産	21,029	22,046	純資産	142,895	152,881
流動資産	15,734	18,906			
資産合計	264,609	278,325	負債・純資産合計	264,609	278,325

【行政コスト計算書】

(単位:百万円)

項目	全体	連結
経常費用	77,349	89,620
業務費用	29,875	34,219
移転費用	47,473	55,401
経常収益	5,482	8,444
純経常行政コスト	△ 71,867	△ 81,176
臨時損失	349	415
臨時利益	15	12
純行政コスト	△ 72,201	△ 81,579

【資金収支計算書】

(単位:百万円)

項目	全体	連結
業務活動収支	6,957	8,145
投資活動収支	△ 3,773	△ 4,216
財務活動収支	△ 2,430	△ 2,946
本年度資金収支額	754	982
前年度末資金残高	6,197	7,751
本年度末資金残高	6,951	8,739
本年度末歳計外現金残高	119	119
本年度末現金預金残高	7,069	8,858

【純資産変動計算書】

(単位:百万円)

項目	全体	連結
前年度末純資産残高	141,839	151,435
純行政コスト(△)	△ 72,201	△ 81,579
財源	72,991	82,810
税金等	39,468	45,993
国県等補助金	33,523	36,817
本年度差額	790	1,231
資産評価差額	△ 8	△ 8
無償所管換等・その他	267	276
本年度末純資産残高	142,895	152,881

4 地方公会計による財政指標(代表的な指標)

① 純資産比率

●純資産比率＝純資産／資産

一般会計等	全体	連結
66.6%	54.0%	54.9%

地方公共団体は、地方債の発行(負債の増加＝純資産比率の減少)を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。純資産比率の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したものとと言えます。一方、純資産比率の減少は、現世代の負担が将来世代に先送りされたことを示しています。

② 有形固定資産減価償却率

●有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／(有形固定資産合計-土地非償却資産+減価償却累計額)

一般会計等	全体	連結
51.3%	48.4%	50.6%

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

有形固定資産減価償却率が高ければ所有している資産の老朽化率が高いことを示しています。

③ 受益者負担比率

●受益者負担比率＝経常収益／経常費用

一般会計等	全体	連結
3.0%	7.1%	9.4%

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額です。

これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を示すことができます。